

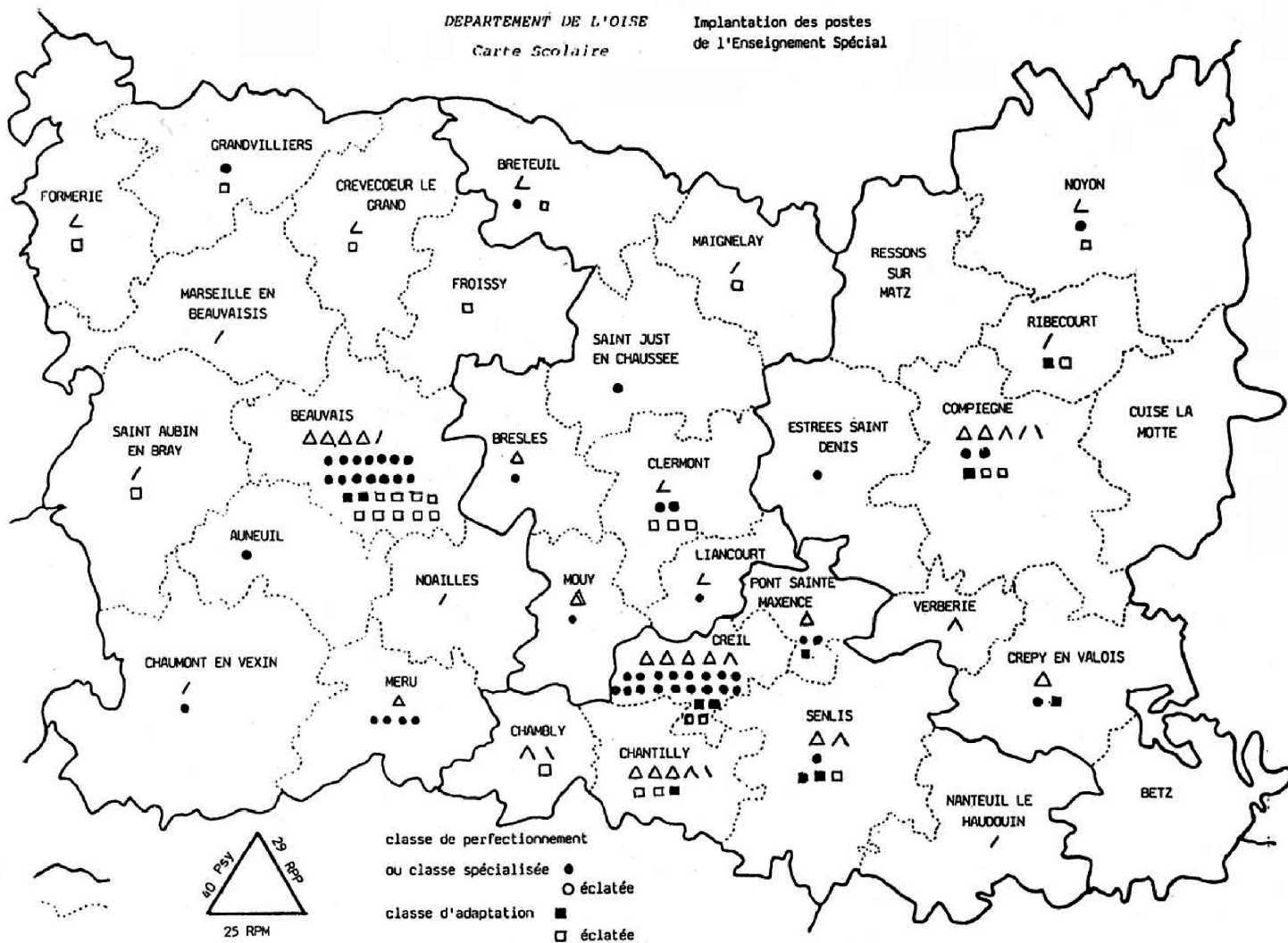
ロワーズ県・特殊教育専門職教員配置

1984年

DEPARTEMENT DE L'OISE

Implantation des postes
de l'Enseignement Spécial

Carte Scolaire



研究雑話 (17)

フランスの障害者教育・福祉事情 (一) …一九七五年・障害者基本法について

藤井力夫

E・セガンという人物に焦点をあてて障害児教育の創始の背景、障害児教育の原理、及びその後の展開において大事だと思ふことをお話ししてきました。今回から何回かにわけて現代フランスにおける障害者教育と福祉の事情についてお話ししたいと思います。フランスと日本、あるいはスウェーデン、デンマーク、それぞれの国で歴史も文化も違います。それを紹介したり理解することはとても難しい。とくに障害者問題は制度の問題であるとともに、たいへんプライベートな問題で、人間的な充実を求める問題でもあります。表面しか把握できないことが多い領域です。せめて市民としての生活、地域文化の問題として紹介できればと思います。第一回目は、一九七五年制定の障害者基本法についてお話ししたい。現代フランスの障害者施策の基本であり、「国際障害者年」(一九八一年)はじめこの間の世界の動向を切り開く契機をなした法律でもあります。

この法律は、一八三八年の障害者(精神障害者)法以来、はじめての本格的な改革だとされています。一八三八年法は、施設処遇への道を切り開きました。このことは、連載第一回で書きました。この時の精神は「友を招くように夕食を」。成人精神病棟に食堂をつくり、十人づつ友を招くように夕食をたべる。農場の開設。学校の開設。歌や散歩の重視。これが続く。だのしく夕食を「

は「道徳療法」の合い言葉として用いられたのでした。新しい器(制度)に新しい思想を入れる。そうした意味あいをもっていました。この時代から一五〇年を経て、「完全参加と平等」、「自立と社会参加」あるいは「ノーマライゼーション」。こう唱えられています。ただそれがなかなか実感をとまなわない。そうした面を残しています。実現の方策、どうもこれが今一つ明白でない。ここに問題があるようです。「施設を出て町で暮らす」。最近この言葉が使われはじめました。なんと具体的でしょう。ここには障害児教育創始期の思想、「友を招くように夕食を」、これに代わる精神の現代的な適用をみる思いがします。

各地域でどう実現するのか。一九七五年、フランスの障害者基本法はこの点で、とくに具体的にです。表に、予防施策の強化から、教育、労働、障害者手当、社会扶助、生活手段の拡大、各項目を列挙しました。このなかでCDES、COTOREPのところを下線を引きました。前者は特殊教育委員会、後者は進路指導職業斡旋技術委員会と名付けられます。これが

とても重要です。詳しくは次回以降にしたいと思います。背景には一九六〇年代以降の親の会の人たちの運動があります。これらは各県単位の最高の議決機関。前者は障害児の発達と教育に関して、後者は学校卒業後の就労、生活に関わる地域の最高の機関です。たんなる機関であれば、昨年改正・制定された日本の障害者基本法でも地方障害者施策推進協議会の役割が強調されています。フランスのこれら委員会、業務として障害の判定、教育の場の検討、あるいは就労機関の検討を行う。これは特殊教育手当や障害者年金、家族手当とも連動している。障害の判定を委員会としてやろう。委員会として地域での学校、あるいは作業・就労の場を用意しよう。一つでなく、できるだけ二つ用意しよう。委員会は各関係機関の代表者から構成され、親の会の代表、成年障害者の代表も構成員メンバーに入っている。もし判定に不服がある場合には申し立てることができる。

(北海道教育大学助教授)

障害者基本法

Loi n° 75-535 du 30 juin 1975

d'orientation en faveur des personnes handicapées

前 提

基本的権利の保障及び予防施策の強化 (1-2条)

教育保障

- ① 早期発見、早期療育、障害児教育、職業指導の保障 (3-5条)
- ② CDESの創設による障害の認定、給付条件、適正就学指導の合理化 (6条)
- ③ 教育費の国家負担、寄宿費、治療費の疾病保険負担及び移送費の負担 (7-8条)
- ④ 特殊教育手当及び障害児の母の老齢保険の創設 (9-10条)

労働保障

- ① COTOREPの創設による障害の認定、職業指導、就労保障の推進 (11-25条)
- ② 公務務及び公企業における雇用開発 (26-29条)
- ③ 保護工場、労働援助センターの創設 (30-31条)
- ④ 障害労働者の最低所得保障 (32-34条)

成人障害者手当

成人障害者手当及び補償的手当の改正と非労働障害者の一般制度への加入 (35-42条)

社会扶助

障害者に対する社会扶助及び社会扶助給付における障害者の扶養義務適用の廃止 (48条)

ノーマライゼーション

生活条件の整備によるノーマライゼーションの推進 (48-56条)

研究雑話 (18)

フランスの障害者教育・福祉事情 (二) …ある地方都市における地域保障の実際について

藤井力夫

前回は一九七五年障害者基本法についてお話ししました。地域でどう具体化するか、各県レベルにおける教育保障や就労保障に関する委員会の設置が基本法の骨子になってお話をしました。委員会の設置は個々の障害者に対する教育や労働の場の検討のみならず、その実現という点でとても重要な役割を果たしています。委員会の構成その他については次回にして、今回は、生活手段としてのような施設が各地域に用意されているか、その実際についてある地方都市を例にお話したいと思います。ロアーズ県のボーベという都市です。パリから直線距離で北約七〇キロ、急行列車で約一時間。札幌をパリとすれば方角は違いますが岩見沢のような街。人口は五万七千。中世からの教会、カテドラルでとても有名な県庁所在地。図をよくみていただきたい。そんなに大きくない都市なのに諸施設がとてもよく整備されている。一九八五年、フランスの国立特殊教育研究所の心理運動治療教育部門で勉強していたとき、あまりにも違うフランスの制度を日本人たちにどのように説明すればよいか、比較のために選んだ典型的なフランスの地方都市。数値資料は各関係機関にあたって聞きだしました。障害者基本法の制定から一〇年経った当時の状況を理解することになります。最大の特徴は、障害児者の各ライフ・ステージにふさわしい内容を創造、要求してきたこと。しかも、施設経営のノウハウまで親の会の人

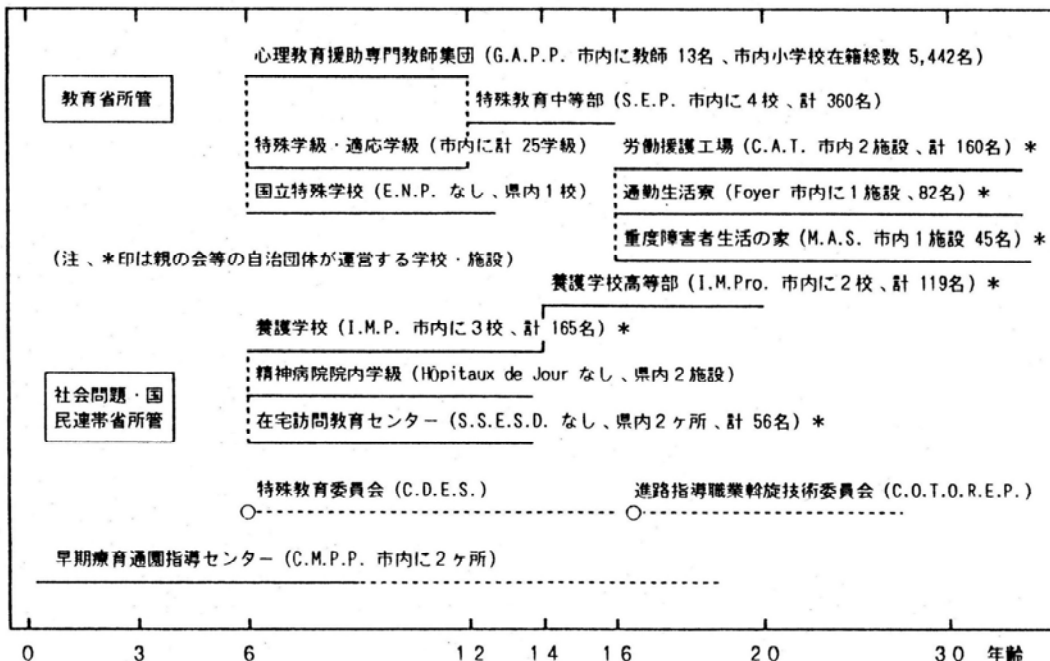
たちが検討、厚生省関係、文部省関係等、各行政の諸費用を束ねる形で施設経営を具体化したことです。

① まず、乳幼児のための心理教育訓練施設、C M P P。地域における障害の早期発見と療育のセンター。通園施設。小学生になっても必要な場合は学校から治療訓練に通うことができる。

② 日本との最大の違いは養護学校が公立ではないということ。ほとんどが親の会の全国組織が経営する私立。在宅訪問教育センターもそうだし、養護学校高等部にあたるI M P r oもそう。公立小学校の特殊学級は廃止の方向で、代わって養護学校が統合教育のための実験学級を公立小学校に設置。軽度の学業不振児のためには国立の特殊学級E N Pがあり、中等部にあたるS E Pでは職業教育に重点。小学校における落第生や学校不適応児のためには新たに心理運動教育の専門教育集団(G A P P)を創設。重度の障害児には医療の充実した院内学級。なんといってもフランスの強み。

③ 社会扶助ではなく最低賃金による生活保障という考え方から、労働能力が通常の三分の一程度の者(差額保障賃金九〇%以上)とそれ以下の者(差額保障賃金七〇%以上)に分けられる。前者に対しては保護工場ないし家内労働供給センター、後者に対しては労働援護センターC A Tを用意(三和荘は後者に該当)。これも親の会で設

地域処遇の体系 (ロアーズ県 ボーベ市、人口 5万7千、1985-86)



立。重度の人たちには生活の家があり、アパートとしては通勤寮がある。これは障害者のためだけでなく、日本でいえば中学校卒で働く青年労働者のための食事つきアパート。各地域に整備されている。

(北海道教育大学助教授)

研究雑話 (19)

フランスの障害者教育・福祉事情 (三) : CDESとCOTOREP

藤井力夫

前回は、ある地方都市、ロアーズ県ボーベを例

に、どのように諸施設が整備されているか、地域での生活保障のための具体的施設の体系、ライフ・ステージとしての教育や労働の在り方、及びその保障にあたってのCDES (特殊教育委員会)、COTOREP (進路指導職業斡旋技術委員会) の存在と役割、これらについてお話ししました。では、両委員会はどのように構成、運営されているのか、構成メンバー、審査内容及び意義申し立ての方法、これらについてそれぞれ一覽表にしました。しつかり見て下さい。法的根拠はすべて一九七五年障害者基本法にあります。日本ではまったく曖昧にされているところで、ここで次の諸点を特記しておきたいと思えます。

第一。最初から意義申し立ての手順を明記していること。「委員会の決定は理由を付してしなければならぬ」。委員会の決定にたいしては、社会保障の専門争訴裁判所に訴えを提起することができる」(第六条及び第一四条)。

第二。だれが責任を担っていくのか、構成メンバーに行政機関のみならず、当事者の立場や意向が反映されるべく親の会の代表や労働援護工場の代表が加えられ、この原理は具段階だけでなく学区ごとに活かされるとしていること。

CDES…「構成員中には、とくに、障害児の親の会、家族の団体の申し出に基づき任命される

適格者を含めるものとする」(第六条)。

COTOREP…「この委員会には国立雇用事務所が責務の範囲内で協力する」。「構成員中には、とくに再教育センター、労働援護工場の管理組織、障害をもつ成人労働者の代表的な団体及び労働組合の申し出に基づき任命される適格者を含めるものとする」(第一四条)

第三。両委員会の長は県知事により任命されるが、場合によっては裁判官が委員長になると明記していること。「この委員会の長は、毎年、県知事が当該委員会の委員の内から指名するか、または県知事の要請に基づき、当該委員会の所在地を管轄区域に含む地方裁判所の長がその裁判所の裁判官の内から指名するものとする」(第六条、第一四条)。

第四。二つ以上の施設、場を用意することを基本とし、親及び法定代理人が受け入れ体制をもつて選んできた施設については所在地に

関係なく認定対象になると明記していること。「二つ以上の学校施設もしくは事業体、ないし例外的措置として一つの学校施設・事業体を、児童、青少年のそれぞれの必要に応じた特殊教育の場として受け

入れ体制があるものとして認定する」(第六条、第一四条も同主旨)。

以上、いずれにしても受け入れ、実現できるための諸条件が整備されていなければならぬわけだ、なぜ、フランスではこうしたことが可能なのか。学校教育ではなんとかなるとしても、卒業後の就労の場となるととても困難。どこで働くのいいか委員会でもいから検討しても、その場がなければなんにもならない。次回は、このあたりの事情をどのように解決しようとしているのか、障害者の法定雇用率(六%)の実現のとりくみをめぐって紹介したい。

(北海道教育大学助教授)

COTOREP 進路指導職業斡旋技術委員会 Commission technique d'orientation et de reclassement professionnel	
A. 構成メンバー	人数
・ 県議会議員	1
・ 県労働・雇用局 (労働医、国立雇用事務所関係者を含む)	4
・ 県保健・社会局の関係者 (医師を含む)	3
・ 社会保障機関の顧問医	1
・ 社会保障機関 (疾病保険、家族手当)	4
・ 労働再教育センター、保護労働施設の代表者	2
・ 障害労働者の組織及び家族会の代表者	2
・ 使用者組合組織の代表者	1
B. 審査内容	
・ 障害労働者の資格認定	
・ 障害者の職業指導、再配置を保障するための適切な措置 (事業主に対する各種助成) の決定	
・ 障害者の再教育、再配置及び受け入れに協力する施設、事業所、及び保護工場、労働援護工場への入所認定	
・ 障害者に対する各種給付 (成人障害者手当補償手当、住宅手当) の支給認定	
C. 意義申し立て	
1. 障害の率、成年障害者手当、補償手当等	
・ 第1回: 地方技術委員会 (2カ月以内)	
・ 上訴: 全国技術委員会 (1カ月以内)	
2. 障害労働者の認定、労働施設等	
・ 第1回: 県障害者委員会 (1カ月以内)	
・ 上訴: コンセユ・デタ (2カ月以内)	
3. 設備の補助金、試験雇用期間等	
・ 第1回: 行政裁判所 (2カ月以内)	
・ 上訴: コンセユ・デタ (2カ月以内)	

CDES 特殊教育委員会 (ロアーズ県) Commission Départementale de l'Education Spéciale de l'OISE 1984.1-12	
A. 構成メンバー	人数
・ 県保健・社会局の関係者 (医師を含む)	3
・ 教育委員会 (教育長、特殊教育課)	3
・ 社会保障機関 (疾病保険、家族保険)	3
・ 私立障害児施設 (養護学校) の代表者	1
・ 親の会の代表者	2
B. 審査内容	件数
総申請件数	2524
1. 特殊教育手当の給付	531
基準額手当	235
第1カテゴリー手当	174
第2カテゴリー手当	122
(特殊教育手当の異議申し立て)	99
2. 障害の率及び手帳の交付	99
(障害手帳の異議申し立て)	40
3. 就学指導	
再就学指導	173
就学延長	3
4. 交通手	26
C. 意義申し立て	
・ 第1回目: 地方技術委員会 (2カ月以内)	
・ 上訴: 全国技術委員会 (1カ月以内)	
さらには最高裁	

研究雑誌 (20)

フランスの障害者教育・福祉事情 (四) 最低賃金の保障と法定雇用実現の方策

藤井力夫

今回は、CDES (特殊教育委員会)、COT OREP (進路指導職業幹旋技術委員会) の構成メンバー、審査内容及び意義申し立ての方法についてお話ししました。各人にあつた教育と労働の提供。学校教育ではなるとかなくても、卒業後の就労の場の保障となるととても困難。委員会ですら検討しても、その場がなければなんにもならない。なぜ可能なのか。どのように解決しようとしているのか。今回は、フランスにおける障害者雇用をめぐる二つお話ししたい。

(一)。表Aは、最低賃金の保障のための企業の支出と国の補填の割合を示す。障害者雇用の構造が理解できる。一般企業への就労と保護労働施設での作業。前者は稼得能力の減退の程度に従い、0%、一〇%、二〇%それぞれ国から補填され、最低賃金が保障される。最低賃金は当時で四三一六フラン、約一万円。後者は、肢体不自由等を中心とする保護工場 (AP) と知的障害を中心とする労働援護センター (CAT) で、三和荘はこれに相当する。表Bは、実際どのように賃金が払われているのか、フランスにいた時に調査したものの。私のいた研究所のとなり町にある作業所 (CAT) で、「未来」と名付けられた施設。通所一四名、入所三一名。職種はレストラン (八名)、クリーニング (二一名)、木工 (八名)、箱折り

(八名)、包装 (二〇名)。計四五名、内、七名は見習い期間で無給。他の三八名は表記のような割合で最低賃金の七〇%の人を例に説明すると、施設から支払われる基本給は六五〇フラン (日本円当時約一万六千円) で、残りの二三七一フラン (約六万円) が国から補填される。これは基本給が最低賃金の一五%に該当する場合で、これ以上の人には報奨金が加算されていく仕組みになっている。

(二)。一九八七年七月、被用者二〇人以上の企業に対して、障害労働者の法定義務雇用率一〇%から六%に下げる代わりに罰則規定を強化。同時に次の三つの部分的、全般的な代替措置が認められる。日本の場合、民間企業の一・六%から公共団体非現業二・〇%。

第一。労働施設との下請け契約を結ぶ場合は、雇用義務の一部が免除。ただし、上限は雇用義務の半分、三%まで。保護施設に与える仕事の量に比例。仕事に要する通常の被用者数がそのまま障害労働者を雇用したと見なされる。

第二。熱意があつても法定義務雇用率を達成できない企業に対して、障害者の雇用計画、職業訓練、技術的变化への対応等、プログラムを労使双方で締結させる。締結した企業には障害者を雇用

していく現実的な意志があるものと解釈、雇用義務が全面的に免除される。
第三。障害者職業編入振興基金への拠出の支払で、障害者職業編入振興基金に拠出金を支払うことで免除。たとえば、二〇人から一九九人の企業では未達成一人あたり最低賃金の三〇〇倍、八三五二フラン。報告義務等違反があつた場合にはさらに二五%増額の罰則規定。

(北海道教育大学助教授)

表B. ある労働援助センターにおける給与の実態 (CAT, L'AVENIR, L'ISLE-ADAM) 最低賃金月額: 4316フラン (169時間)、単位フラン、1985.5.1

(作業所) 基本給	(国から) 補填	報奨金	賃金 (SMICの割合)	該当者 (38名)
220-420	2373	0	2593-2793 (60-64%)	4人
430-640	2373	0	2803-3013 (65-69%)	8
650-1070	2371-1951	1-211	3022-3232 (70-74%)	4
1080-1500	1941-1521	216-426	3237-3447 (75-79%)	5
1510-1930	1511-1091	431-641	3452-3662 (80-84%)	7
1940-3230	1081-0	646-1082	3667-4312 (85-99%)	9
3240-4720	0	1077-27	4317-4747 (100-110%)	1

表A. 障害者の最低賃金保障、企業の支払と国の補填の割合

	企業の支払	国の補填	最低賃金 (SMIC)
一般企業			
①稼得能力損傷なし	100%以上	-	100%以上
②稼得能力10%損傷	90%以上	10%	100%以上
③稼得能力20%損傷	80%以上	20%	100%以上
④見習い期間	50%以上	30%	80%以上
保護労働部門			
①保護工場	33%以上	57%	90-130%
②労働援助センター (a)	15%以上	55-0%	70-110%
(b)	1-15%	55%	56-70%

研究雑話

フランスの障害者教育・福祉事情(五)..
労働援護センター(CAT)の職員構成と作業種目

藤井力夫

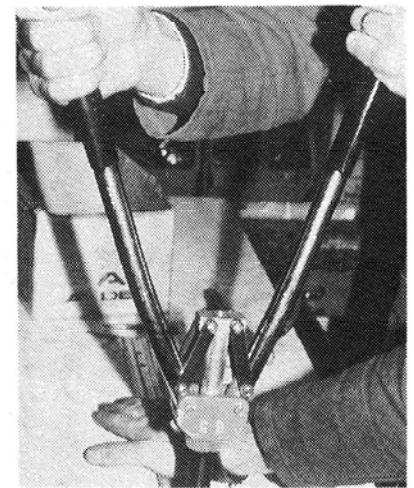
前回は最低賃金の保障の実際と一九八七年の改正による法定雇用実現の具体策についてお話ししました。障害労働者の稼得能力を基本給として、不足分を国が補填することにより最低賃金を保障しようとするものでした。調査した労働援護センターにおける実際の賃金一覧をお見せしました。最低賃金(当時日本円で約十一万円、一九八五年)の七〇%を保障されている人を例にとれば、彼自身の実際の稼得能力は月あたり六五〇フランで、日本円にして約一万六千円ということ。月あたりの実稼得、一万六千円。この実稼得は障害の程度だけでは計れません。安定した効率のよい仕事であれば障害の重い人でも可能です。一九八七年、法定雇用義務一〇%を六%に下げたかわりに、実質的な方を強化したのもこの側面を考慮したものと思われま。企業は障害者を採用すべく職種開発することが基本ですが、法定雇用義務六%を達成できない場合、その分労働援助施設に下請けに出すこと。これを強化したのでした。これにより安定した仕事を得ることができるよう。表Bは、調査に入ったもう一つの労働援助センター、ポーベの親の会が経営するCATの作業種目と年間収入です。一九七五年法に基づいて、一九七七年一月、土地と建物は市の提供で、工業団地の一角に建てられた施設(男七二名、女六七名、

表B. 作業種目・内容と年間収入(単位、千フラン)
C. A. T., "LES ATELIERS DU THERAIN", BEAUVAIS, 1984

1. 下請け作業	: 自動車スキー固定装置、ネジ穴開け等。	896	(53%)
2. 箱詰め作業	: 水道部品等の箱詰め荷造り作業。	122	(7%)
3. 木工製作	: 桶や木製の小物づくりなど。	116	(7%)
4. 園庭芝刈	: 鉢植えなどの芝刈作業。	296	(18%)
5. クリーニング	: シーツなどの洗濯とプレス。	161	(10%)
6. 掃除請負	: 町の寮の掃除(年間契約)。	84	(5%)
7. 療育班	: 張り絵やステンダグラの小物づくり。		
		計	1675 千フラン

* 各作業班20人程度。男72、女67、計139名。平均年齢男30、女28歳
* 年間労働時間1人当たり平均1543時間。1日6時間として約257日間。

計一三九名)です。表をよく見て下さい。年間収入の半分以上五三%は下請け作業班の仕事です。自動車につけるスキー板固定装置でネジ穴をあけたり、組み立てたりする仕事(写真)。同じ工業団地内の企業から仕事をまわしてもらっているのです。その他、園庭芝刈作業班は市の公園などの仕事が多いようですし、掃除請負班は青年寮との契約です。安定した仕事を導入できる仕組みが理解できます。かといって、仕事に追いまくられていられるわけではありません。一人一時間あたりの稼得は当時で七、八



フラン、日本円にして二百円弱。また、午後二時間はスポーツや遊びにあてられます。表Aを見て下さい。

表A. 職員構成

所長	男	1	人
事務部長	女	1	
経理部長	女	1	
経理補佐	女	1	
ボーイ	女	1	
ボイラ	男	1	
医務部長	男	1	
精神科医	男	1	
理学療法士	男	1	
心療内科	男	1	
看護士	女	1	
ボイラ	男	1	
作業指導員	男	1	
工場指導員	男	2	
作業指導員	女	4	
学校教員	女	1	
特殊教員	女	1	
計		19	
合計		31	

さい。この施設の職員構成。それぞれ資格をとって就職した人か、二年間の現任研修(三二〇時間程度)を受けた人たちです。講義内容は「生産の技術的経済的管理」、「労働組織」、「障害者の労働条件の整備」、「表現能力の発達」など。資格試験で成り立つフランスの一面を表現。工場長や施設長はさらに一年程度の研修と論文の提出が求められます。医療部門も充実。精神科医の配置は同じく親の会が経営する養護学校との兼務で可能。ケースワークを担当する心理学、さらにスポーツ指導員を配置、興味深い。

(北海道教育大学助教)

研究雑話 (22)

フランスの障害者教育・福祉事情 (六) .. 親の会 (UNAPEI) の組織と役割

藤井力夫

前回まで、フランスにおける地域生活保障の考
え方、CDESやCOTOREPの存在と役割、
障害労働者の最低賃金保障の実際、さらには障害
者雇用義務と保護労働の充実、これらについてお
話しました。とても行き届いた内容で、着実な歩
みに驚かされます。どうして可能となったのか。
障害児親の会の役割ぬきに考えることはできませ
ん。親の会自身が施設経営にまで乗り出し、かつ
それに必要な財政の裏付けも創造してきた。
今回は、知能障害児親の会 (UNAPEI) に焦
点をあてお話ししたいと思います。

日本の親の会、「手をつなぐ親の会」として有
名な全日本精神薄弱者育成会は、一九五二年 (昭
和二七年)、三人の母親の呼びかけからはじまり
ました。一九八一年には団体数四七、地区の会約
二千、会員約二六万人。まさに戦後日本の障害
児・者の教育と福祉のあり方、内容を切り開いて
きた組織の一つであります。独自に分析、評価さ
れるべきです。ここではフランスの親たちが求め
た組織の在り方についてお話ししたい。表中Iは全
国親の会連合の組織構造、IIからIVは各組織の業
務と役割を記した。

(I) フランスの親の会の創設がとくに早いと
いうわけではありません。一九四八年のリヨンで
はじまります。親だけでなく医者、とくに小児神
経精神科医をはじめとする専門家との協同の事業

として組織された点が特徴です。精神医療の伝統
を背景に、R・ピエロン、H・ワロン、R・ザン
たちが重要な役割を果たしました。「肩身の狭い
親たち」と「足りない施設」。出発はどこも同じ
です。興味深いのは親が障害者の代弁者とは必ず
しも言えないとするところ。創設者の一人、リヨ
ンの医者、K・クローラは言う。「親たちだけで知
能障害児の代弁者になれるかどうかは問題である。
親たちの困難を理解するとともに、親たちの誤り
をも見つめる専門家がいてはじめてなれるのであ
る」(NEI、一九六二)。

(2) 一九六二年には全国組織としてUNAP
EIを設立。一九六三年には団体数一四三、会員
数一万二千。これを機に親たちは施設を創設しま
す。一九六〇年小学校
への入学を拒否された
グルノーブルの親たち
が養護学校 (IMP)
を創設。一九六三年に
は三校。重たい子ども
に対する養護学校 (I
MP) 及び職業教育部
(IMPro)。厚生省
所管ですが、地域での
学校設置は親たちのこ
の運動によります。

一九七二年には養護学校一八〇〇、その内容一
〇〇が私立で親たち等の自治組織によるものです
七五年障害者基本法はこうしたなかで成立したの
でした。

(3) 養護学校だけではありません。卒業後の
労働援護センター (CAT) は一九六〇年三カ所
だったものが、一九七〇年には八〇カ所まで作っ
ています。なにが可能とさせたのでしょうか。そ
れは組織の分化と強化によります。一九六四年、
UNAPEIとは別に、SNAPEIという全国
組織をつくります。前者は、各省庁、行政当局等
との団体交渉を行うことを目的にした連合組織。
後者は、施設に従事する医者、教育等所管の違う
職員組合との交渉を受けもつ管理者組合。二つに
分けたのでした。後者はさらに行財政組織の合理
化を研究し、各地の親の会に対する施設運営の援
助をも目的とする。施設経営の具体例を次回に紹
介しましょう。(北海道教育大学教授)

糸組 総数 1988. 3. 1.	
A.	全国段階: UNAPEI (全国連合)
	SNAPEI (経営組合)
	地方段階: URAPEI (22カ所)
	県段階: ADAPEI (100カ所)
	地域段階: APEI (650団体)
B.	会員数: 約6万人
	運営施設数: 約1700施設
II. UNAPEI	
全国知能障害児親の会連合	
Union National des Associations de Parents d'Enfants Inadaptés	
①	全国親の会の連合体組織。
②	問題解決のための意見調整・協議。
③	政治活動の代弁者として、各省庁、議会議 行政当局、各種団体との団体交渉。
④	広報活動、月刊誌「エパヌイール」等。
⑤	他の障害者団体との連携の推進。
III. SNAPEI	
全国知能障害児親の会経営組合	
Syndicat National des Associations de Parents d'Enfants Inadaptés	
①	管理者組合として各職員組合と交渉、 施設の管理運営の擁護にあたる。
②	技術の発達と医学・社会の変化に対応し て行財政組織を研究、施設経営を援助。
③	研修等の職員に対するサービス。
IV. APEI	
各地域の知能障害児親の会	
Associations de Parents d'Enfants Inadaptés	
①	会員の親睦と交流をはかる。
②	広報活動、地方行政への意見表明。
③	各種施設の創設と運営 (I.M.P., I.M.Pro, C.A.T., Foyers d'Accueil, M.A.S., etc.)
④	余暇・スポーツ活動等に対する支援。

研究雑話 (23)

フランスの障害者教育・福祉事情 (七) 親の会が経営する養護学校

藤井力夫

前回は、フランス知的障害児親の会についてお話ししました。一九六四年には、各省庁、行政当局等との団体交渉を行うことを目的にした連合組織 (UNAPEI)、施設に従事する医者、教員等所管の違う職員組合との交渉や各親の会への管理・運営への援助を受けもつ管理者組合 (SNAP E I)、を設立しました。これを契機に各地の親の会は、養護学校設置へと動き、労働援護センター、通勤寮、生活の家等へとつながっていきます。非営利ということ、財政措置は国と疾病保険、足りないところは県の社会扶助、これらで賄う方途を切り開いたのでした。どのように経営しているのか、養護学校を例に紹介しましょう。

表は私が調査した知能障害児養護学校の教職員組織です。人件費の出所を把握すれば、財政措置の概要を理解することになります。

この学校は六歳から二〇歳までの一環教育を実施。初中部 (一四歳まで) と高等部 (二十歳まで)。

前者は、文部省所管の初等特殊教育教諭と社会連帯省 (日本の厚生省にあたる) 所管の特殊教育専門員とがペアーになって学級を経営 (五学級)。後者は文部省所管の初等特殊教諭のもと、社会連帯省所管の技術教育専門員を配置 (調理、

木工、鉄工、裁縫、園芸の五部門)。他には社会連帯省所管の特殊教育専門員 (一人は進路指導担当)、及び初中、高等部にまたがる文部省所管の体育専門教師等が配置されています。

一行政組織による学校ならこうした込み入った人事は不可能。だが親の会の経営なら可能です。ただし、校長については、義務教育段階の初中部校長は文部省所管、高等部校長は社会連帯省所管とそれぞれ明確化させています。

高等部の技術教育専門員には技術者免状をもつ町の大工、園丁、鉄工等が積極的に雇用され、講習等により有資格者となる (三年間の現任訓練、養成費用は社会連帯省と親の会で負担)。進路指導専門の技術教育専門員は授業をもたず、卒業後の職業保障のための就労保障委員会 (C O T O R

EP) にかける資料づくりやアフターケアを担当。児童生徒の約半数が寄宿生で、寮教師 (十五人)、調理 (四人)、運転手等 (九人) サービス部門も積極的に町の人たちを雇用。これらに要する措置費は疾病保険 (医療保険にあたる) から賄われ、一九八六年当時、寄宿生一人一日、五三九フラン (日本円にして約一三五〇〇円程度、年二四七日)、通学生一人一日四四〇フラン (年二〇五日)。医療部門はとくに充実しており、児童精神科医 (同じ親の会の施設、三カ所兼務) をチーフに、内科医、精神分析医 (週二日兼務)、心理運動療法士 (二人)、言語療法士、臨床心理士、看護婦、ソーシャルワーカーを配置。移送費も疾病保険から賄われ、障害者専用のタクシー会社も組織。メガネも疾病保険が適用されるというフランスならではの事です。

(北海道教育大学教授)

養護学校の教職員組織

Institut Médico-Educatif de BEAUVAIS

1985-86年度

(児童生徒数116名/教職員数74名)

A. 管理部 (Direction)		人数
施設長		1
児童精神科医 (3施設兼務)		1
初中部学校長 (教育省所管)		1
高等部学校長 (社会連帯省所管)		1
寄宿舎舎監 (社会連帯省所管)		1
計理士		1
管理秘書		1
受付秘書		1
B. 医療部 (Para-Médicaux-Médicaux)		人数
内科医 (兼務週2日)		1
精神科医 (兼務週2日)		1
折動士		2
言語療法士		1
心理士		1
看護士		1
ソーシャルワーカー		1
C. 初中部 (Institut-Médico-Pédagogique)		人数
初等特殊教育教諭 女		2
同上 男		3
特殊教育専門員 女		2
同上 男		3
体育専門教育教師 (高等部兼務) 男		1
補充教員 (週2日) 女		1
介助者 男		1
	(児童数57名/教職員13名)	
D. 高等部 (Institut-Médico-Professionnel)		人数
技術教育専門員・調理 女		1
同上 木工 男		1
同上 鉄工 男女		1
同上 裁縫 男女		1
同上 園芸 男女		1
同上 同上 男女		1
初等特殊教育教諭 (初中部兼務) 男		1
体育専門教育教師 男		1
特殊教育専門員 女		3
同上 男		1
技術教育専門員・就労保障 男		1
補充教員 (週2日) 女		1
	(生徒数59名/教職員14名)	
E. 寄宿舎 (Internat)		人数
寮 師 女		4
同上 上衛 女		1
守		2
	(寄宿舎生47名/教職員17名)	
F. サービス部 (Service)		人数
調理長 人手		1
調理長 手兼		3
運転手兼		1
運転手兼		2
洗滌者		2
介助者		1
掃除		4

研究雑話 (24)

フランスの障害者教育・福祉事情 (八) … 学級編成の原理、基礎集団としての小舎制

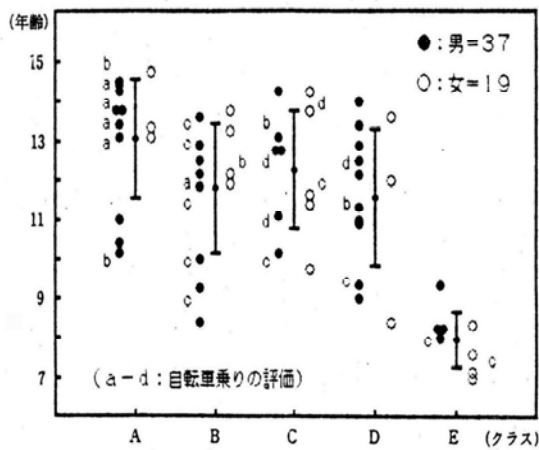
藤井力夫

フランスでは知的障害を対象とするほとんどの養護学校が親の会等の自治団体により設立された私立の学校です。なぜ可能なのか、今回は、財政・運営面での仕組みについてお話ししました。日本的に言えば文部省と厚生省が人件費の面で具体的に分担しあい、日々の措置費は医療保険を積極的に利用した形で賄う学校。精神病院で最重度の場合には院内学級としての組織ですが、寄宿舎をもつ知的障害児の養護学校の場合は前回紹介した教職員組織が一つの典型です。文部省所管の先生と厚生省所管の先生が同じ学級の先生としてペアを組む(小中部)。町の大工さんなど技術免許をもった職人を厚生省所管の先生として積極的に採用(高等部)。児童精神科医、言語療法士、心理運動士等医療スタッフが充実。寄宿費及び日常経費は医療保険から賄う。なんと合理的で有機的な組織でしょう。「子どもにも合わせて、教育と医療、福祉これらを組み替え束ねた学校」。そう言っていると思います。

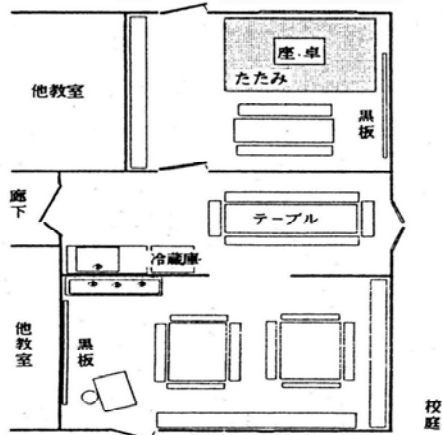
実現出来ないとする彼らの意志を読みとることができません。まず図Aを見ていただきたい。調査した養護学校の学級編成の実際。小中部五六名で五学級。各クラスの平均年齢と分散を図示。男女別にプロット。クラスEの七、八歳児の年少は別として、年齢に関係なく十二名程度でクラス編成。表中、a-dの記号を付記したが、自転車乗りの程度を評価。クラスAの男の先生がツール・ド・フランスにも出場するような先生で、手足の共同運動その他、自転車乗りを大いに利用したいと企図。それでクラスAは自転車に興味のあることも多くなると近く所属。空き缶を一定間隔に置いたジグザグ走行近くのバンク(競輪場)に出かけ競輪走行での身体傾斜。あるいは近くの村の小学校までの遠乗り学習。さまざま日常生活面で自転車を取り入れた授業を展開しています。

では、これを実現させた原理、教育組織の編成原理は何なのでしょう。セガン以降の歴史のなかでこれまで何回かお話ししてきた「小舎制の原理」。この原理の現代的適用に創造的な組織の実現の根拠があります。必ずしも自覚されているとは言えませんが、ノーマライゼーション、統合教育の推進といった課題に対しても、この原理を捨てては

この先生は厚生省所管の先生。このクラスにはもう一人、文部省所管の女の先生がいます。読み聞かせをしたり、調理、裁縫、綾取りなども教えます。実にお母さんといった感



図A. クラス編成の実際 (I.M.P.de BEAUVAIS, 1985-86)



図B. 教室、クラスAの図面

じで、ソファや座卓、テーブルに座りながらいる教えるといった感じでした。したがって空間が大事になります。図BはクラスAの教室の図面少し広めの二LDK。三畳の畳まで配置。最初からあったのではなく、柔道に使う畳を体育館の物置から持ってきて利用しているのです。同一時間、二人の先生と十二人の子どもたちが、それぞれ二手に分かれて勉強します。まさに家庭の雰囲気です。真ん中に台所兼居間があります。おやつを食べる時や休憩の時みんながあつまります。食堂は別にあります。お城のような館を使った学校もありますし、新しく建てたまさに学校のような建物もあります。この学校は後者に属する建物ですが、自身は図のように工夫されています。兄ちゃん、姉ちゃんもいて、弟や妹もいる。そんな学級としてクラスが存在し、いろいろ試みしつかり自分のものとする。そんな学校が模索されているのです。(北海道教育大学教授)

研究雑話 (25)

フランスの障害者教育・福祉事情 (九) .. 小学校に養護学校の教室付設、統合教育の一つの形態

藤井力夫

前回はフランスの養護学校における教育組織の編成原理、生活の基礎として「小舎制」、これに基づく学級編成の実際についてお話ししました。それは同年齢、あるいは異年齢だが同レベルの小集団、そんな編成ではない。生活を切り開く少し大きめの「家族」のような集団。年長、年少、男、女。動作の速い子、遅い子。内向きな子、快活な子。さまざまな子どもがいて、自分たちのテンポで行動する。そんな集団が志向されている。そう言っていると思います。健常児との統合教育もこんな学級の生活の一コマとして展開できること。学級編成の段階からこれが企図されます。今回はこのあたりの実情をお話ししましょう。

それにつけてもテンポがバラバラでは何もできません。速い子も遅い子もいるが一つのまとまりがある。各自が自分のテンポで行動し易いまとまり。学級編成ではとても大事。図は、各クラス構成員の動作優先テンポ、調査結果。知能検査とは別の実態。普通に歩いてもらった時のその子の速さ。どうしてもそうなってしまう速さ。速い子どもから順にプロットした(意義等については「生理」で予定)。表は、各クラスの統合教育の実際。それぞれの特徴を活かして展開。ここではクラスBについて述べる。動作テンポは図中、□。クラス平均は毎分一三〇、標準偏差七。速い子どもの毎分一四〇から遅い子どもの毎分一一七まで、S

字型の安定した学級編成。学校内で最も安定。クラスBの教室は養護学校から車で一〇分程度の小学校の中にあります。特殊学級は廃止され、代わって養護学校が教室を付設しました。養護学校は私立、小学校は公立。が、養護学校小中部は文部省所管、実施にやら問題はありません。朝来ると一時間目、読み書きのでき始めている子どもは小学校一年生(CP)の教室に行つて勉強します。同一教材による授業とは限らないので、各自の課題が与えられます。子どもはその日のノートを持ち帰り、喜んで二人の先生に見せます。送り出す時もそうですが、丁度、家庭から塾にやるようなかんじです。そうした子どもは二、三人ですが、他の子どもたちも誇りに感じています。教室は普通教室ですが、コーナーにソファの工夫がしてあり、ここで物語を聞いたり、男の先生のギターにあわせて歌ったりして過ごします。絵を描いたり、字を書くときは自分の机。養護学校の言語治療や心理運動の授業を受けに行く子どももいます。移動には学校からのおやつ運びの車の帰りの便が利用されたりします。

休み時間はみんなで校庭で遊びます。ボール遊び、追いかけてっこや日向ごっこ。

図. 学級構成員の動作リズム優先テンポ (I.M.P. de BEAUVAIS, 1985-86)

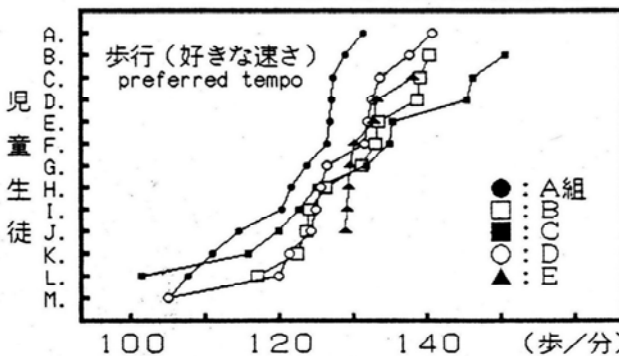


表. 各クラスにおける統合教育の実際

クラスA:	水曜日、午前中、園村小、小なり、小分、校ま、自
クラスB:	水曜日、午前中、園村小、小なり、小分、校ま、自
クラスC:	水曜日、午前中、園村小、小なり、小分、校ま、自
クラスD:	水曜日、午前中、園村小、小なり、小分、校ま、自
クラスE:	水曜日、午前中、園村小、小なり、小分、校ま、自

(北海道教育大学教授)

こ。どこにもあるフランスの小学校の休み時間の光景。木曜日の午後三時から四〇分、小学三年生(CE2)のクラスとの合同体育です。指導は小学校の校長先生が担当。二人の担任も子どもたちのなかに参加。小学生も汗だくです。バスケット・ボールやドッチ・ボールなど。ゲームとして好都合、多く採用されます。他に、火曜日の午後一時三〇分から四〇分、小学校の音楽専科の先生によるリズムの勉強。パチや打楽器を使った身体表現と、いい内容。与えられた簡単なリズム、たとえば「タ、タ」なら、「タン、タ」など自分で変化を加えて打ち返す。担任教師二人も参加。養護学校の子どもが小学校に来て、音楽専科の先生から授業を受ける。子どもたちには大きな誇りです。

研究雑話 (26)

フランスの障害者教育・福祉事情(十) 四人に一人が落第生、フランスの苦悩の一断面

藤井力夫

前回はフランスの養護学校における統合教育の実際についてお話ししました。小学校の特殊学級が廃止されたのを機会に養護学校の教室を付設し、この教室をベースキャンプのように利用して統合教育を進めているクラスBの様子をお話ししました。他のクラスは学校五日制の休みにあたる水曜日の午前中を有効に活用して実施。前号の表で概括。土曜日でなく水曜日を休みにする利点はなによりも地域の社会教育組織を利用し易いこと。統合教育の推進には好都合。水曜日の午前中、クラスAは自転車での遠乗りを活かして隣村の小学校と統合教育。クラスCは隣の特設教育中等部 (SE S) とサッカーなどのスポーツを実施。さらには寄宿舎では町のスポーツクラブや絵の教室等に積極的に通うことを援助、等。

今回は、フランスにおける普通の小学校の様子とくに日本では考えられない落第生の存在とこれに対する動向についてお話ししたいと思います。

表Aは養護学校が教室を付設している小学校の学級編成と落第生の一覧。校長先生に書き出してもらったもの。下段には支援の適応学級への通級児童数を明記。表Bは適応学級への通級の週時程。この学校は団地の一角にあり、サラリーマン、労働者層の子弟が通う地方都市の典型的な小学校。児童数は一八六名。同じ敷地にもう一つの小学校。同じ建物 (鉄筋三階建て) の真ん中を防火シャッターで区切って同規模の小学校がある。校長が子

どもの顔を覚えられる範囲が最大規模。それ以上は小学校としてふさわしくないという。しかも一学級の児童数が二、三名程度。なんと人間的な条件か。ところが落第生が四八名、全体の二五・八%。四人に一人が落第生。一年遅れが四五名、二年遅れ二名、三年遅れ一名。大半は一年生の時の落第。この年度も七名が落第。一年生の内の一五・五%。多くはなく、フランスの小学校の平均的な数字。日本では理解できないこと。一九九〇年以降学年毎の落第でなく、三年単位のまとまりで実施するように変更 (たとえば、就学前年を入れて小学二年まで)。しかし基本は変わらない。ほとんどはフランス語の読み方 (レクチュール) で落第。九月始業で「クリスマスまでには判読でき、復活祭までにはすらすら読めるように」。少し象徴的ですがこうした到達度評価を堅持しているからです。移民の子弟が多いことも事実。が、小学校に占める移民の子弟の割合は当時で一〇・四%。就学前までの読み聞かせ等が大きく影響しているようです。どのように対応してきたか。固定的特殊学級ではなく遅れ克服のための「適応学級」を用意すること。あわせて彼らに対する心理教育援助専門教師集団 (GAPP)、心理学、心理教育学、心理運動学の三人の専門家による支援集団を三校に一チーム配

表A. ある小学校における落第生の分布
L'Ecole Primaire, Jean ROSTAND, BEAUVAIS, 1985-86

学年	1年 (CP)		2年 (CE1)				3年 (CE2)				4年 (CM1)		5年 (CM2)					
	A男	B女	C男	D女	E男	F女	G男	H女	I男	J女	K男	L女						
通常	10	9	11	8	13	8	2	3	5	6	10	7	9	8	11	6	8	5
1年遅れ	2	2	1	2	0	5	1	1	2	1	3	2	3	2	5	0	6	7
2年遅れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
3年遅れ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	12	11	12	10	13	13	3	5	8	7	12	9	12	10	16	7	14	12
適応学級通級児	3	0	1	4	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表B. 適応学級時間割
Classe d'Adaptation (R.P.P. Mme RIDEL) 1985-86

	8:30	9:15	10:00	10:20	11:30	13:30	14:15	3:00	3:20	4:30
月	CE	CP(A)		CE・CP		CP(B)	*		*	
火	CE	*		CE・CP		*	CP(A)		CP(A)	
木	CE	CP(A)		CE・CP		CP(B)	*			
金	*	*		*			CP(A)		心理運動	
土	CE	CE・CP		*						

(*印時、隣接のもう一つの小学校の児童を指導)

置すること (ポーベ市には四ヶ所、十三人の専門教師)。この両面から対応してきた。この学校の場合は前者、適応学級。心理教育学の資格をもつ女教師が担当。一年生のクラスAの四人についていえば週四回、一日一時間程度の学習支援。三、四人の児童に対する読み書き指導が中心。「音節法」など最近の言語心理学の成果を取り入れた密度の濃い指導。落第生を前にして、子どもにあった学校をどうつくるか。これが数十年來のフランスの苦悩の一断面であった。

(北海道教育大学教授)

研究雑話 (27)

フランスの障害教育・福祉事情(十一)・子どものテンポにあった学校生活、修学リズムの改善

藤井力夫

前回はフランスにおける落第生をめぐる問題についてお話ししました。小学校一年生で六人に一人が落第。が、子どもの実態は日本でも同じ。フランスでは七〇年代はじめころから二三、四人学級が実現。加えて、小学一年の早期から落ちこぼれを許さない取り組みを実施。落第そのものは減らす方向で、つまづきの克服のための支援教育を充実。心理学、心理運動学、心理教育学を勉強した先生たちによる個々の子どもに必要な援助の実現。落第しても子どもたちは以外と平気。むしろわかる指導で自信を回復。できないことができるようになる。子どもたちにはたいへんな喜び。当時で三校に付き一チーム配置。現在さらにこの方向を充実。修士課程に該当する現職教育により資格を獲得。ですから財政的には大変な負担。

ポで学習できなければ、理解できないのみならず、疲労のみ蓄積する。子どもの発達と生理にあった学校。これをどうつくるか。「子どものテンポ(生活)にあった学校」「リズムスコレール(修学リズム)」といった用語が好んで使われました。ドクロリの生活教育(一九〇七年)。これに遡って新たに教育の中身が検討されたのでした。

かりしている時間。小学生の注意持続時間は平均二十分前後。2「めざまし活動」とはまわりの自然や社会の学習、たんなる「合科」ではない。子どもにも興味と関心にどれだけ訴えられるか。教師の力量が問われる。3体育、音楽、図工は身体活動の一部で、教科学習の基礎であり媒介。担任だけでなく、専門教師や校外施設の指導員の指導を受けられるように工夫すること。4朝、深呼吸や軽い体操をしてから授業を開始。休み時間には十分に気分転換させ、時に昼寝やおやつをとれるようにすること。

表Aは、二四回、学級編成の原理のところでお話したボーベ養護学校、クラスAの時間割です。午前、午後、たいへんゆったりした活動、「生活による生活のための学校」、そういいたいでしょう。

表Bに養護学校における修学リズム編成の考え方をまとめました。時間割があるようでない養護学校の生活。それだけに何をどう教えるか、小学校の修学リズム改善のまさに先進的な具体例でもあるわけです。子どものテンポに合わせてどのよう改善するか。以下、小学校低学年における修学リズム編成の原理を紹介しましょう。

1教科は国語、算数、「めざまし活動」、身体表現の四つ。読み、書き、算数は午前中の覚醒のしっ

落ちこぼれを出さないためのより根本的な教育改革。それは子どものテンポに合わせて学校を改善しようとするものでした。子どもが自分のテン

表A. 週時程: クラスA (I.M.P. de BEAUVAIS, 1985-86)

Table with 5 columns (日, 火, 水, 木, 金) and 8 rows (8:30, 10:00, 10:30, 12:00, 13:30, 16:00, 16:30). Activities include '心理運動', '生活', '水泳', '自転車', 'クラブ活動', 'おやつ', '自由', 'グループ', 'レクリエーション'.

表B. 修学リズム編成の実際

- 1. 二人の教師による「同時間・2空間・別指導」。台所兼居間を挟んで小さめの教室が2つ。女教師(初等教育教諭資格)が主として読み方、書き方等の勉強。男教師(特殊教育教師資格)が「めざまし活動」を担当。
2. 午後は戸外での活動が基本。スポーツや調理、レクリエーション。男の教師が自転車の選手で自転車乗りが多い。
3. 水曜と土曜が休み。水曜の午前中は地域の小学校、特殊教育中等部などの統合教育。
4. 動作にスムーズさの欠ける子どもたちを対象とする心理運動教育、構音等発音に問題のある子どもを対象とする言語指導。
5. 休憩時間には「おやつ」をとり、疲れの出でくる11時半になれば教室を片付け、みんなで先生に物語を連続で読み聞かせてもらう。

(北海道教育大学教授)

研究雑話 (28)

フランスの障害者教育・福祉事情(十二)・・・スナップ・リーディング分析による日仏比較

藤井力夫

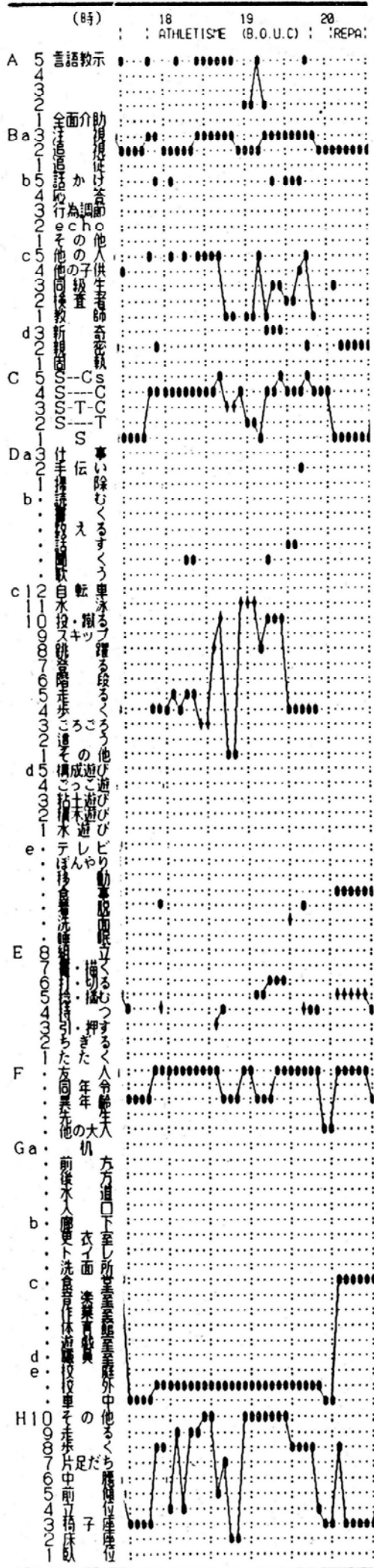
今回は、フランスの小学校における低学年からの落ちこぼれを許さない取り組み、とくに子どものテンポに合わせて学校生活そのものを改善しようとする「修学リズム」最適化の取り組みについてお話ししました。学業不振を曖昧にしないで一年の時から援助しようという教育のあり方が障害児教育の自然な展開を可能とし、養護学校での「生活教育」が初等教育のあり方そのものにも影響を与える。修学リズムの改革はまさに両者の関係の産物とも言える。前号表Aに一週間の週時程(養護学校クラスA)、表Bに修学リズムの編成原理を概括した。小さく見ずらいですが参照していただければ幸いです。日本でも小学校における「生活科」の創設や「ゆとりの時間」など教育課程が改革されました。しかし登校拒否や「いじめ・自

殺」の問題が跡を絶ちません。求めている子どもたちを助けられないようでは障害児教育も歪んでしまいます。自分の力を試すことができる場、それが子どもたちにとっての発達の良い学校です。見ること聞くこと、まわりの世界のさまざまな変化を自分の目と手で調べ納得する。これ自体が楽しい。たとえ障害が重く寝たきりであってもその子なりやり方がある。遅くともその子なりの気づき方で確かめる。統合教育といえどもそれが疎外されてはなんにもならない。

もてる力をその人のやり方でどのように発揮できているか。我々はスナップリーディングという方法を導入した。とても有効な方法。三和荘でも何回か実施。元々は労働科学の疲労分析や作業分析で用いられてきた方法。どこでだれとなにをどの

ようにしているか。興味を向けている対象(B)、人との関わり(C)、手の操作(E)、活動姿勢(H)、その他。五分毎に丁度スナップ写真をとるように記録。表はボーベ養護学校クラスAの中廊に位置する女の子(十三才一カ月)のある日の記録の一部。養護学校の各クラス、平均的な子ども計五人を対象に一週間記録した。この日(一九八五年十一月二十六日)は火曜日で、学校を終え、寮に帰って自由時間の後、十八時から十九時五分まで寮の友だちと市内のアスレチック・クラブに通っている。寮の先生の運転でマイクロスバスで移動。他にも絵の教室(カルチャー教室)に通っている子どもも同乗。クラブでは中学生から成人までさまざまな人たちがそれぞれのメニューで練習。この子は体操グループでまず体育館の中を走り、その後マット運動前転、ロープよじ登り等各三〇分程、専門指導員のもと運動。次号ではこれらの記録の結果からいくつかお話ししたい。

(北海道教育大学教授)



研究雑話 (29)

フランスの障害者教育・福祉事情(十三) 諸結果(二)、戸外でできることを室内ではならぬ。

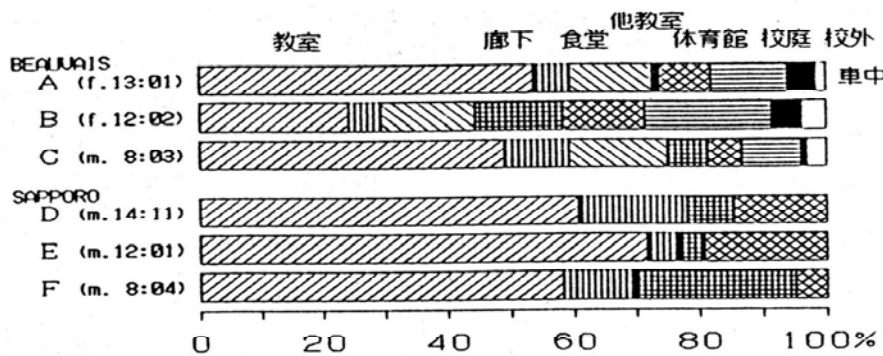
藤井力夫

学校という場で自分のもてる力をどのようによに發揮しているか。今回はスナップ・リーディングの方法についてお話ししました。フランスはボーベ養護学校、日本は札幌のH養護学校。対象児は動作テンポからみて各クラスの中庸に位置する子どもたち。今回は、「戸外でできることを室内でしてはならない」、この問題を考えていただくために図表を多くした。図Aは活動空間、図Bは活動姿勢の日仏比較。AからCの子どもはボーベ養護学校のクラスA、小学校での付設学級B、及び年少のクラスEに所属する平均的な子ども。これに対しDからFが日本の子どもでH養護学校中学期三年、小学部六年、二年の各一組に所属する子ども。一九八五(仏)、一九八六(日)の各十一月、一週間の活動を五分毎にスナップ・リーディングした。通学生もいるので、集計では寄宿舎の活動は除いた。図Cは、日本の養護学校中学期三年D君のある一日、朝八時から夜八時までの活動空間(G)と活動姿勢(H)の記録。教室(a)、廊下(b)、他教室(c)、戸外(e)の各場所、及び活動姿勢の五分毎の軌跡。この日は登校から下校まで自教室(四六%)と廊下等(一六%)の教室関係が六二%、体育館が三五%、戸外は移動時の三%のみ。十四歳といえたどたどしい日常表現がやっとなの子ども。それゆえ廊下での散策が多いのもうなずける。なのに日中のほとんどを室内で

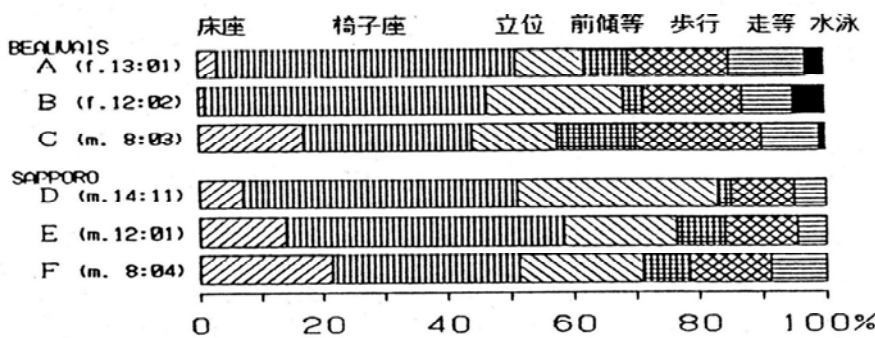
過ごす。ボーベと札幌、ほど同じ気候と想像していただいでよい。他方は、晩秋の森への自然散策、町の温水プールでの泳ぎ、校庭やバンクでの自転車乗り、あるいは校庭でのサッカーのボール蹴り等。

(北海道教育大学教授)

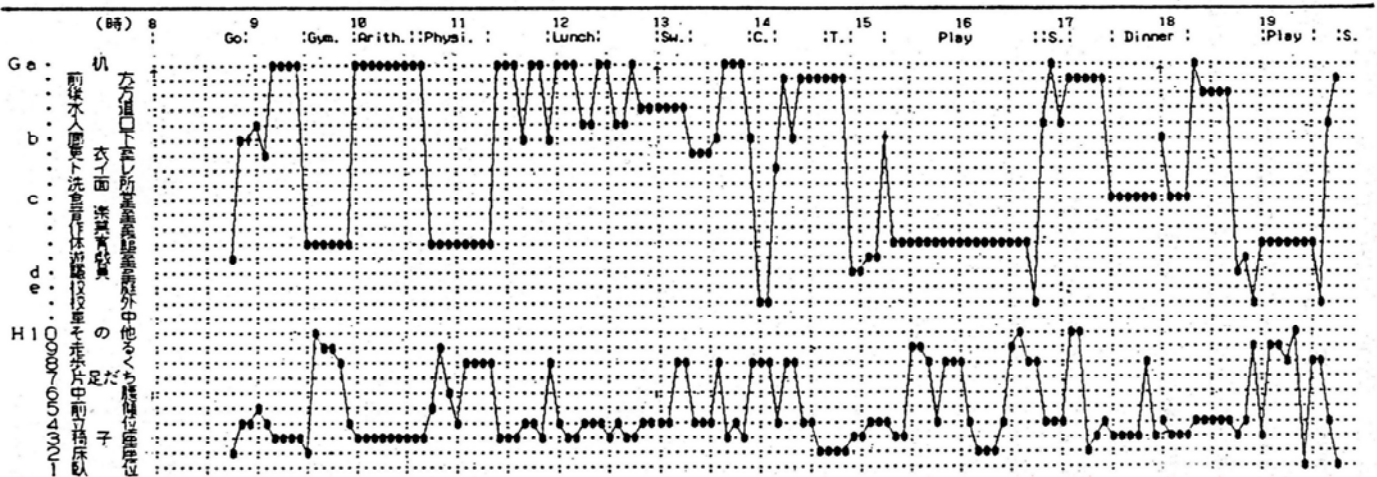
図A. 活動空間 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)



図B. 活動姿勢 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)



図C. D. S (m 14. 11 yrs old) 1986. 12. 4 (木) sapporo H. 養護学校



研究雑話 (30)

フランスの障害者教育・福祉事情(十四)：諸結果(二)、だれとどのように、関係が発達する。

藤井力夫

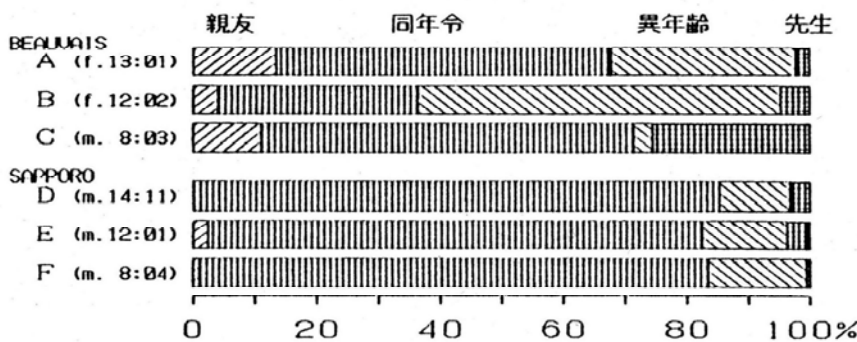
前回は、諸結果(一)、「戸外でできることを室内でしてはならない」とする原則がどのように適用されているかについて紹介しました。日本では教室や体育館あるいは廊下まで、運動や作業に多用。フランスでは、体育館は肋木等を使った体操、フープつかまり、柔道など、室内運動以外ほとんど使いません。逆に、日本の養護学校で柔道を取り入れているところはない。時間割の関係で余裕がないものだから、戸外での活動を体育館で実施。残念ながらそんな傾向があり、活動自体、小さくさせてしまっているようです。

今回は、誰とどのように遊んだり勉強しているのか、活動集団の違いについてお話ししたい。図Bはすでに紹介したボーベ養護学校のAさん(十三歳、女、クラスA)の一日の対人関係の五分毎の記録。図中Cが関係水準。複数の子どもを相手にしたやりとりは、この日二十五回で、十七%。一人の子どもの関係、二十六%。先生が間に入っている子どもとやりとり、十五%。先生と二人で十%。一人だけが四十五%。一人を基礎としつつも多様な関係がつけられていることが理解できる。教師の働きかけ(A)があつてのこと、ことばがけだけでも四十四回、三十五%はあつたことになりま。

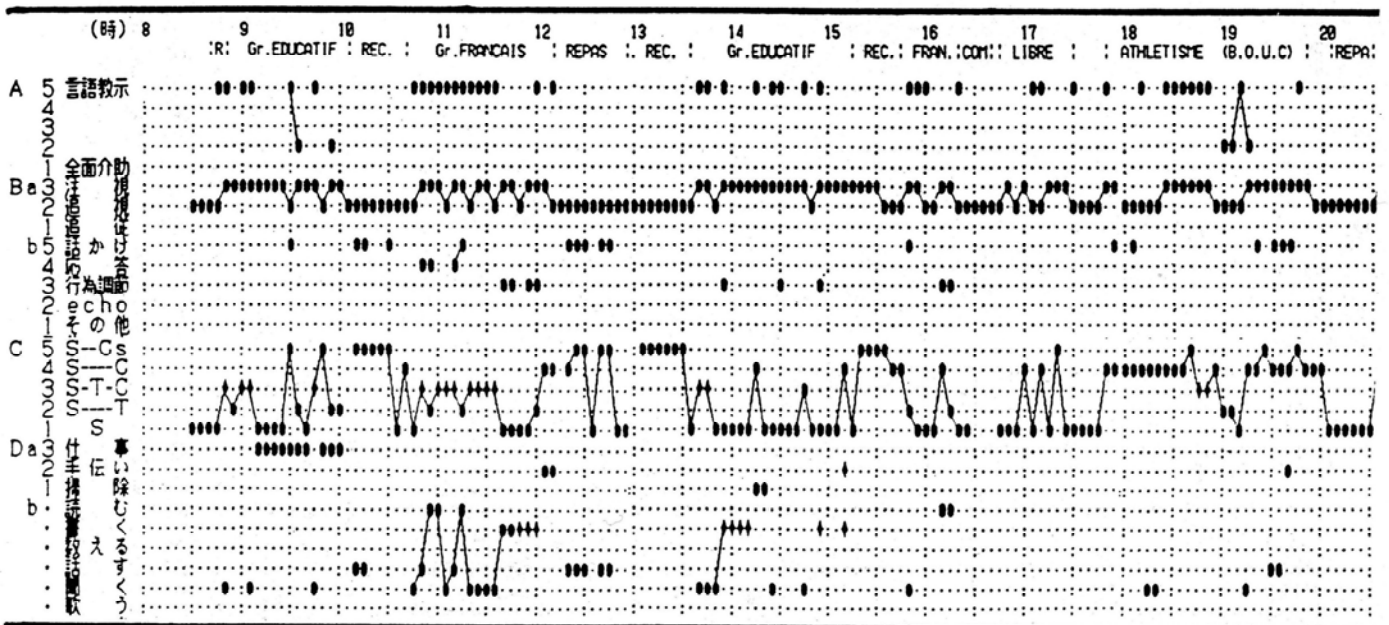
図Aは活動集団。誰と活動したか、一週間の学校生活を大まかな年齢手段で集計したもの。寄宿

舎でない子もいるので宿舎での活動は除外。対象児は前号と同じ。日本はほとんど同年令集団であるのに対して(札幌、八十五%八十二%、ボーベ、六十八%三十六%)、フランスの場合、小学部低学年を除いて異年齢集団での活動(札幌、十三%十一%、ボーベ、五十八%三十%)。さらに興味深いことに、多様な集団であるにもかかわらず、先生による個別指導もきちっと確保(札幌、三%、ボーベ、二十四%二%)。とくに八、九歳児におけるこの差は大きい(図AのFとC、札幌、一%、ボーベ、二十四%)。低年齢で学級規模も同じと考えていただいでよい(札幌、七名、ボーベ、八名)。(北海道教育大学教授)

図A. 活動集団 (クラスの中層に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)



図B. A. G (f 13. 01 yrs old) 1985. 11. 26 (木) I. M. P. de BEAUVAIS



研究雑話 (31)

フランスの障害者教育・福祉事情(十五) 諸結果(三)、生活のわざ、スポーツを生きる力に。

藤井力夫

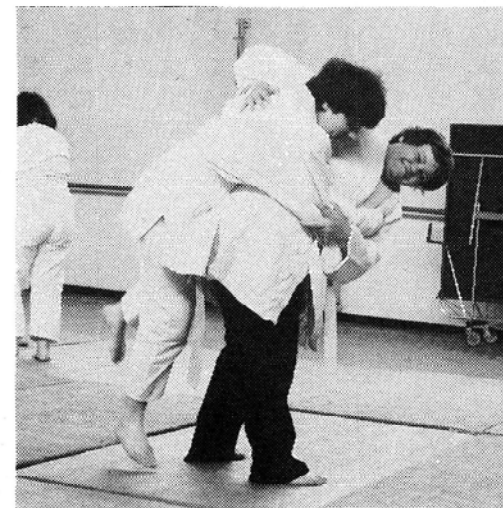
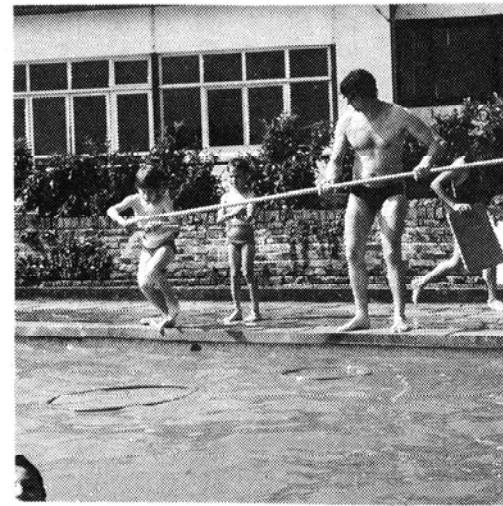
今回は、自分でするとともに時に助けを求める。一日の生活における対人関係の水準について紹介しました。できないけれども同じようにやってみ

たい、試みたい。そんなモデルが身近にいて、助けてくれる人もいる。この点で、学級編成の原理、小舎制がとも有利であることを理解していただけたと思う。同一年齢での能力差、同一年齢のできる子どもがモデルになるとは限らない。集団編成の有り様について反省すべき点が多い。

以下、なにをどう教えるか、フランスで大事だとされるところを紹介し、教育・福祉事情を終えていきたい。生活の技となり知恵となるような財産、最も基本となるところを障害をもった人たちにどう伝承するか。教育の内容と方法それ自体が

本来その国の文化のなかでの体験であり、伝承であつたことに気づかされる。今回は身体活動とスポーツをめぐって、二つお話ししたい。

一つはなんのためのスポーツか。我々はどうも基本を忘れている。もっと自然と関わることを大事にしなれば。自転車や柔道、あるいは乗馬を採用していいということではない。サッカーは転けてもよい原っぱ。ジョギングはクロスカントリのような林間。負荷のある運動は山歩き等々。スポーツ本来の姿を忘れていてではないか。プールを例にとろう。競泳よりも飛び込みに力点写真(上から三番目)のなかで先生が竿を持っている。泳げない子どもを引っかけるもの。投げ込まれた子どもが竿にしがみつく。浮き上がった子



どもは力を抜くことを覚える。重度障害児は別として、これが水泳指導の基本。子どもたちは恐いなかにもやってみたいと期待を抱く。水深は深いところで三メートル。飛び込み専用でない普通のプール。私自身、水泳が好きでいろんなプールに行ったがほぼ同じ。日本では考えられない指導。が、本来の遊びの一形態だった。

もう一つは、生涯にわたつてのスポーツの保障。連盟組織のもと各種大会を実施。フランス知的障害者スポーツ連盟(F.F.S.A.)があり、年会費個人五〇フラン(当時で一二五〇円程度)で、サッカー、マラソン、水泳、自転車技能検定試験等、各種大会に参加できる仕組み。各施設、学校で積極的に加盟。この背景には「スポーツを万人のも」とへ、一九八一年、余暇・スポーツ省の創設。一九八四年七月「身体活動・スポーツの組織化及び推進に関する法律」の制定、これらがある。

(北海道教育大学教授)

研究雑話 (32)

フランスの障害者教育・福祉事情(十六)・諸結果(四)・生活のわざ、食事を楽しく。

藤井力夫

前回は、スポーツのあり方をめぐってお話しました。健康維持だけでなく、余暇活動の一つとして好きなこと、得意なスポーツをもつことができれば、これに勝るものはありません。昨年来、北海道の知的障害者のスポーツ振興の方策を検討する協議会の仕事をしてきましたが、課題はとても具体的です。今年度から育成会にスポーツ指導員が配置されましたが、スポーツ振興自体を目的とした事務局設置の本格化が望まれます。

人病棟でのことでしたが、子どもに対する取り組も同様です。「食欲の赴くままにしか足を引きずってこなかった子どもたち」。この子どもたちが生活のなかで自分の意志をもつこと。これが障害児教育の目的であつたわけです。

伸ばさなければなりません。豊かさを感じたのは、シエフが必ず食べている様子を見にくることです。作ったものの出来具合を自慢するかのようになり、テーブルにやっつけてきます。一つの式たり、そう言えばいいでしょうか。最後には幾種類かのチーズがお盆にのって各テーブルをまわってきます。厳しいなかにも楽しくゆったりとした昼食場面が展開されます。十五分程度の日本の学校給食。大きなショックを受けたしだいです。

今回は、その国の文化の質を表現する食事をめぐっていくつかお話ししたいと思います。食べたいものを自分たちでつくる。食事づくりに関しては三和荘の実践が最も進んでいると思われまます。

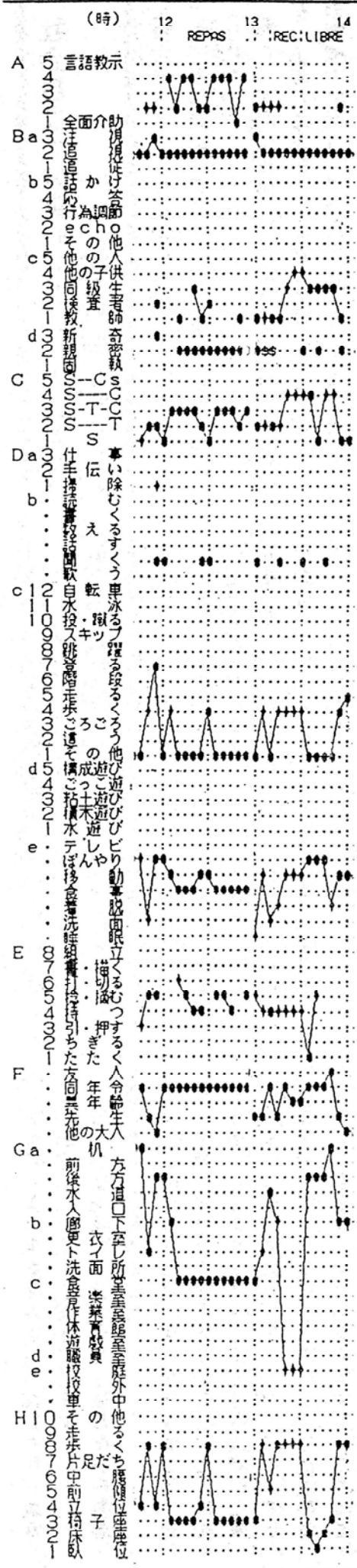
現在はどうでしょう。表は、フランスのボーベ養護学校でのスナップ・リディングの一部。一九八五年十一月二十一日、十一時四五分から十四時まで。対象児は年少のクラスEのC君(八歳三カ月)。十二時から十三時までの一時間、途中、食卓をはなれ歩きだしてはいますが、たつぷり時間をかけて食事をします。テーブルは八人で囲んでいます。お兄さん役、お姉さん役の子どもたちがいて、順番に盛りつけてくれます。食堂に入る前は本当にきびしいしつけを受けます。手を洗い、廊下に並んでから食堂に行きます。きちっと背筋を

三和荘のような本格的な調理の練習はありません。ただし毎日が調理といつてもよい側面があります。パンとチーズ、トマト、野菜、ソーセイジ、パテといった素材、肉等の主品以外は自分たちで調理(?)。パンに挟んだり、切ったり、ぬったり、ちぎったりするわけです。遠出の時の昼食だけでなく、普段のフランスの日常的な食生活はこんな感じですよ。

(北海道教育大学教授)

まず、連載一回目で、一八三〇年代、障害児教育の創始が「友を招くように夕食を」、食堂建設とともにあつたことをお話ししました。これは成

下



研究雑話 (34)

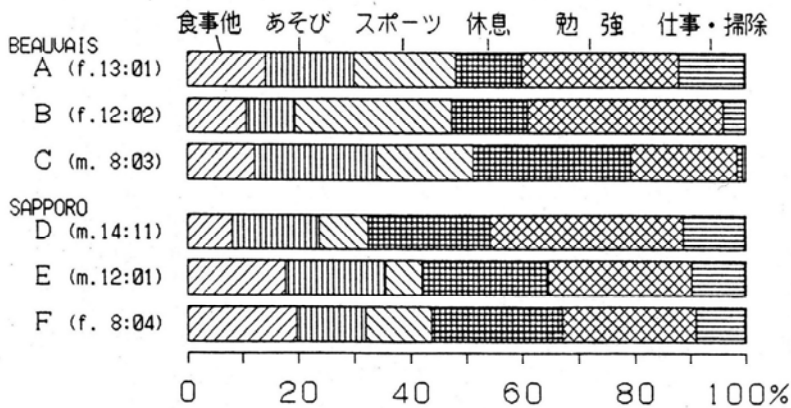
フランスの障害者教育・福祉事情(十八) 諸結果(六)、生活のわざ、聞き上手は確かめ上手。

藤井力夫

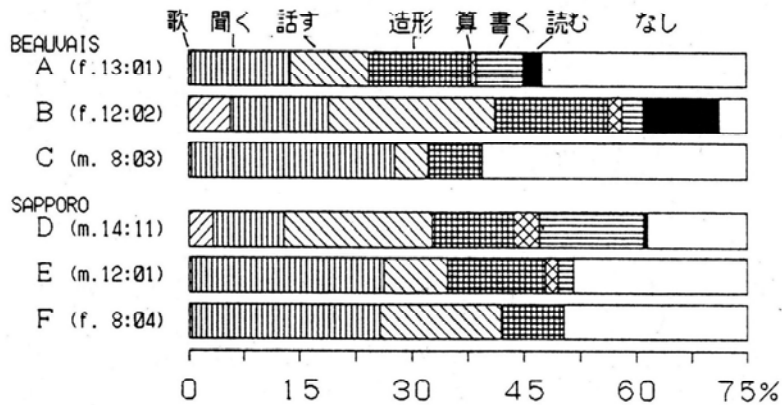
前回は、生活教育とは何か、「もののあり方、使い方」、これをめぐってお話しました。今回は「教科学習」についての考え方を日仏比較の結果からお話したいと思います。「こくご」とか「算数」とか教科が先にあるのではありません。これは日本でもフランスでも同じ。まずなによりも生活のなかでのさまざまな経験が大事。「トンボ」一つ例にとっても、なかなか捕まえないトンボ。お兄ちゃんに捕ってもらったトンボ。小川や野原、網やかご。その人なりの経験が「トンボ」や「網」ということばに整理されています。「ことば」で整理する営み、これを「勉強」とみなしてよいでしょう。

図Aは、何をどうしているか、五分毎にチェックした行為の結果を、活動内容の種類、食事、遊び、スポーツ、勉強等で分類、集計したものです。日本の場合、時間割では教室での「勉強」が多いように思われますが、実際には不可能。五分毎の主だった行為で分類しても、学校にいる総時間の二〇%から三五%ぐらいです。ポーベ(仏)、札幌(日)両養護学校ともこの傾向は同じ。どう集中できるか、これに至る時間の使い方が問題。フランスでは身体を動かすスポーツが多く、これに該当する日本の活動は廊下でのぼんやりを含む「休息」。事実として反省しなければなるまい。

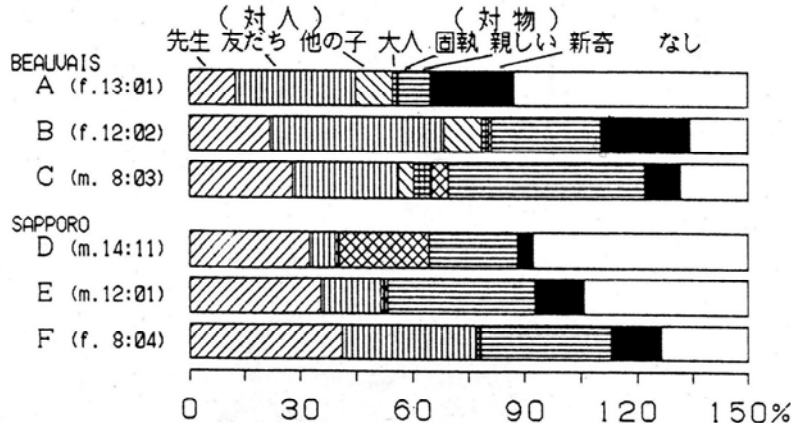
図A. 一週間の活動内容内訳



図B. 勉強に該当する項目内訳



図C. 定位対象 (関心を向けている対象)



「読み書き」「算」の三つに分類。はじめての分け方だが的確。これに「歌う」「聞く」「話す」が

つたり、描いたり実際の行為の割合比較。後者はその時何を見ていたか、関心を向けていた対象、人や事物についての集計結果。何だろうと定位する対象は、誰かがしている何かである場合が多いから、当然人にも物にも重複する(計二〇〇%)。まず、勉強の内訳。行為の実際から「造形」「読み書き」「算」の三つに分類。はじめての分け方だが的確。これに「歌う」「聞く」「話す」がオーバースラップ。「教科」とは何か、この間に対する最も素直で実態にあった回答だと思えます。聞くこと話すこと、このバランスがとれている子どもほど、描いたり確かめたりするその内容が高い。図Cの定位対象との関連で言えば、新しい「違い」に気づく子どもは、友だちのしていることに関心を向けている。先生のみならず友だちのしていることに関心があります。先生自身の語り聞かせの上手如何が、子どもたちにおける聞き上手、確かめ上手を作っている。そう言うてよいでしょう。調査した人間が感じる一つの事実です。(北海道教育大学教授)

研究雑話(35)

フランスの障害者教育・福祉事情(十九)：おわりに、運営理事会での活動報告。

藤井力夫

十八回にわたってフランスにおける障害者教育と福祉の状況についてお話ししてきました。障害者問題は制度の問題であるとともに、プライベートな人間的な充実を求める問題です。表面的な枠組みではなく、市民としての実際の生活を紹介できればと思います。五分毎のスナック・リーディングはとても有効な方法です。学級編成の原理やリズム・スコールの実際についても、諸結果で触れましたように学校や施設に関する我々にとって反省すべき点が多い。青い鳥をフランスに求めるではありません。日本の障害者教育・福祉の到達段階や実践の脈絡のなかで対比できる問題です。表は目次構成。各回の図表とともに今一度、通読していただければ幸いです。

どちらかと言えば、補助金による行政主導が目立つ日本。これに対し関係するものたちが自治組織を創設、施設運営に対する公的保障を追求してきたフランス。おわりにあたり福祉サービスの自治組織(アンソシアシオン)についてお話ししたい。障害児の教育や福祉では「親の会」が大きな役割を發揮しました。福祉の領域における自治組織のなかでも成功している方だと思われれます。ライフステージの各段階で保障すべき諸課題が具体的にだということにもよるでしょう。日本では「育成会」に該当します。が、実際の施設経営に乗り出

してはいません。フランスの親たちは、養護学校(IMP)、高等部(IMPro)、労働援護センター(CAT)、生活寮等、必要な施設を創設し、運営するという方向を切り開いてきたのでした。既設の諸団体、自治組織のあり方に対しても重要な役割をもちました。

各自治組織の独自性を發揮するにあたって、一九七五年障害者基本法で、県段階での最高の議決機関、特殊教育委員会(CDES)と進路保障職業技術幹旋委員会(COTOREP)を設置したことは正解でした。構成メンバーは関係行政諸機関、施設、親の会代表等で、県レベルでの諸課題を協議するとともに推進する機関でもあるのです。障害の認定や学校や就労に関する決定に不服がある場合には、利用者は異議を申し立てできます。

各自治組織では利用者の生活と教育、労働に必要な中身を充実、サービスするという明白な課題があるのです。文部、厚生、労働といった行政の諸施策をどうまとめ利用するか。すでにお話ししましたように、養護学校を例にとると、子どもに必要な専門職ということで、児童精神科医、内科医、精神分析医、心理運動士、言語治療士等を配置すべく実現してきました。医療関係に要する費用は疾病保険。教職員は文部省や厚生省、国からの出費。その他足りないところは県の社会扶助など。利用できる財政措置を養護学校という枠組み

のなかに統合していったのです。財政措置の基本は自治組織の全国連合が各行政との団体交渉で決めますが、どう運用するかは各自治組織の努力によります。運営理事会での年度毎の活動報告、なによりもこれが重要視され、監査も受けます。この積み重ねのなかで各省庁間、行政、社会扶助等の分担役割も改善されていく。こういう関係にあると考えていただいでよいでしょう。

最低賃金の保障と法定雇用実現の方策についても学ぶべき点が多い。罰則規定がとても具体的。①労働施設との下請け契約、②障害者雇用計画を労使双方で締結、③障害者職業編入振興基金への支払い。今後の展開を注目したい。

(北海道教育大学教授)

フランスにおける障害者教育・福祉事情

目次構成

- I. 1975年、障害者基本法について
- II-a. ある地方都市における地域保障の実際について
- b. CDESとCOTOREP
- III-a. 最低賃金の保障と法定雇用実現の方策
- b. 労働援護センター(CAT)の職員構成と作業種目
- IV-a. 親の会(UNAPEI)の組織と役割
- b. 親の会が経営する養護学校
- V-a. 学級編成の原理、基礎集団としての小舎制
- b. 小学校に養護学校の教室付設、統合教育の一つの形態
- c. 4人に1人が落第生、フランスの苦悩の一断面
- d. 子どものテンポにあった学校生活、修学リズムの改善
- VI-a. スナック・リーディング分析による日仏比較
- b. 諸結果
 - (1) 戸外でできることを室内でしてはならない。
 - (2) だれとどのように、関係が発達する。
 - (3) 生活のわざ、スポーツを生きる力に。
 - (4) 生活のわざ、食事を楽しく。
 - (5) 生活のわざ、ものあり方、使い方。
 - (6) 生活のわざ、聞き上手は確かめ上手。
- VII. おわりに